

魏晋南朝の民爵賜与について

戸川, 貴行
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25802>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 30, pp.61-85, 2002-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

魏晋南朝の民爵賜与について

戸川 貴行

はじめに

表題に掲げた魏晋南朝の民爵について、かつて西嶋定生氏は、漢代の民爵の等級と齒位とが一致することから、郷飲酒礼を通じた個人的人身的支配を提唱し、そうした体制は漢末以降、里制の崩壊とともに崩壊していき、三国時代以降、ときおり賜与される民爵の効力は空に帰していったとされた¹⁾。しかし、こうした見解には、以下のような検討すべき点があると思われる。その一は、上記の説に対する増淵龍夫、初山明両氏の所説との関係についてである。増淵氏は、爵位と齒位が一致するのは、「たまたま結果として」であり、「漢の高祖が漢の社稷を立て民に爵一級を賜ったときから、そのような結果をあらかじめ予想して、……級数をもつてする民爵授与の方法を定めたのではあるまい²⁾」とされる。これを踏まえて、初山氏は、民爵は民間の社会秩序の形成とは無関係で、本来生命を賭して獲得すべき褒賞であり、それゆえに民爵を無対価で賜与することは、王権への軍事的奉仕を期待すること³⁾とされる。私は増淵、初山両氏の考えに基本的に賛同するものであるが⁴⁾、西嶋氏の爵制論の重要な前提の一つである爵位と齒位とが結びつかないとする、三国時代以降賜与される民爵の効力は空に帰したとする氏の見解は、その前提自体が成り立ち得ないものとなるので再検討の余地があることとなるであろう。その二は、当該時代において、国家の慶事に際して行われた民爵賜与の事例を網羅的に検索した際得られる事柄、すなわち民爵は漢代よりも南朝の方が頻繁に賜与されているという

魏晋南朝の民爵賜与について（戸川）

事柄と、従来の見解との齟齬である。いま、魏晋南朝の民爵賜与の回数を王朝ごとに示すと、曹魏六回、西晋一回、東晋一回、劉宋十二回、南齊六回、梁二十回、陳十六回となる（後掲附表参照）。民爵賜与の割合は、南朝では、百六十九年間に五十四回、つまり、単純に計算すると、 $169 \div 54 \approx 3.12$ …で約三年に一回の割合ということになる。これに対して、漢代では、四百二十二年間に民爵は九十回賜与された（この場合、王莽の新代のものも含むものとする^⑤）から、 $422 \div 90 \approx 4.68$ …で約五年に一回の割合である。つまり、民爵賜与の割合からすれば、南朝の方が漢代より多いのであり、これを「ときおり」にしか賜与されなかったということはできないのである。だとすれば、効力は空に帰していたはずの民爵が、なぜ南朝において漢代よりも頻繁に賜与されたのであろうか。そこには当然何かしらの意味があるはずであらう。

以上のことを踏まえて、小論は魏晋南朝、とりわけ南朝において民爵賜与がどのような狙いを以て行われたのかについて、主として兵制と財政、藉田儀礼などとの関係から追究し、以て魏晋南朝における民爵賜与のもった歴史的意味を解明しようとするものである。

一 軍功賜爵と兵制の変化

本節では、まず魏晋南朝における民爵賜与についての状況を概観し、次いで南朝において民爵賜与がどのような狙いを以て行われたのかについて考察することとする。

さて、魏晋南朝における民爵賜与の状況のうち、曹魏の民爵賜与について、『芸文類聚』巻五一封爵部に、王粲の「爵論」の佚文を載せて、

依律有奪爵之法。此謂古爵行之時、民賜爵則喜、奪爵則懼。故可以奪爵而法也。今爵事廢矣。民不知爵何者也。奪之民亦不懼、賜之民亦不喜。是空設文書而無用也。今誠循爵、則上下不失實、而功勞者勸、得古之道、合漢之法。

以貨財爲賞者、不可供。以復除爲賞者、租稅損減。以爵爲賞者、民勸而費省。故古人重爵也。

とあり、当該時代に民爵が廃れていたこと、民爵には功勞をあげた庶民に対する褒賞としての役割があったこと、そのことが漢代の法に合致していたことが示されている。また、『太平御覽』卷一九八爵には、「爵論」の別の佚文を載せて、

爵自一級轉登十級、而爲列侯。譬猶秩自百石轉遷、而至於公也。而近世賞人、皆不由等級、從無爵封無列侯。原其所以、爵廢故也。司馬法曰、賞不踰時、欲民速觀爲善之利也。近世爵廢、人有小功無以賞也。乃積累焉、頒事足乃封侯。非所以速爲而及時也。上觀古比高祖功臣、及白起・衛鞅、皆稍賜爵爲五大夫・客卿・庶長以至於侯。非一頓而封也。夫稍稍賜爵、與功大小相稱而俱登、既得其義、且侯次有緒、使慕進者逐之不倦矣。

とあり、当該時代に民爵が廢れていたため、賜爵が爵制の等級に拠って行われなくなったこと、それによって列侯に封じられる者がいなくなつたこと、民爵が廢れたのは庶民が軍功をあげても、それに対して褒賞することがなくなつたためであることが述べられている。

西晋については、『晉書』卷三武帝紀に、泰始元年（二六五）十二月丙寅に司馬炎が皇帝の位に即き告代祭天の儀禮を終えたときのことを載せて、

於是大赦、改元。賜天下爵人五級、鰥寡・孤獨不能自存者殺人五斛。

とあり、庶民に民爵「五級」が賜与されたことがわかる。周知のように、国家の慶事に際して一般庶民に民爵が賜与される場合、前漢ではほとんど一級であり、後漢では二級であつた。さらに、後掲附表に見られるように、曹魏においても庶民に賜爵される場合、そのほとんどが二級であつた。また、管見の及ぶ限り、右は西晋に民爵賜与が行われたことを示す唯一の事例である（後掲附表参照）。こうしたことを、このとき民爵が「五級」も賜与されていること及び当該時代にこれ以後民爵が賜与された事例がないことと合わせ考えると、民爵賜与はすでに西晋においては、實質的に王朝交代を告げる儀禮としてのみ機能していたことが窺える。

東晋については、『晋書』卷七一熊遠伝に、元帝のときのこととして、

及中興建、帝欲賜諸吏投刺觀進者加位二等、百姓投刺者賜司徒吏、凡二十餘萬。遠以爲、秦漢因赦賜爵、非長制也。今案投刺者不獨近者情重、遠者情輕。可依漢法例、賜天下爵、於恩爲普、無偏頗之失。可以息檢覈之煩、塞巧僞之端。帝不從。

とあり、秦漢に倣つて民爵を賜与するように勧めた熊遠の上言に対して、元帝はそれに従わなかったことが伝えられている。後掲附表に見られるように、当該時代には、その末に桓玄が篡位したときを除けば、民爵賜与は一度も行われなかった。

以上の考察より、曹魏に民爵が廃れていたこと、西晋には司馬炎即位のときのみ民爵賜与が行われ以後は行われていないこと、東晋にはその末に桓玄が篡位したときを除いて民爵は賜与されなかったことがわかるが、これらのことは魏晋においては、民爵賜与が王朝交代を告げる儀礼としてのみ機能していたことを窺わせるものである。

では、なぜ民爵は廃れてしまったのであろうか。この点について、王粲は先に引いた『太平御覽』所載の「爵論」の中で、民爵が廃れたのは、庶民が軍功により褒賞されることがなくなつたためであるとしている。では、なぜ庶民は軍功により褒賞されることがなくなつたのであろうか。いまこの点についてさらに考察してみよう。

周知のように、後漢末から曹魏にかけて、民の流寓逃亡や彼らの大家豪族への蔭附により、常備軍の母体を一般庶民に置くことが困難となつた。そうした状況の中から、兵戸制が生まれ、軍事力の主体は一般庶民から兵戸に移つた。結果、王朝が庶民に求める最大のものは、兵役ではなく税役の義務となつた。これらのことから、庶民が軍功により褒賞されなくなつたのは、国軍の主力を庶民に求めていた兵制の崩壊と、それに代わる兵戸制の成立とによつて、庶民が兵士となつて戦争に参加することが少なくなつていたことが原因の一つにあつたと考えられる。

次に、南朝についてであるが、「はじめに」で述べたように、国家の慶事に際して行われる賜爵は漢代よりも南朝の方が頻繁に行われていた。また、『宋書』卷八二周朗伝所載の周朗の上書の中に、

農桑者、實民之命、爲國之本。有一不足、則禮節不興。……田非膠水、皆播麥菽、地堪滋養、悉藝紆麻。陸巷緣藩、必樹桑柘、列庭接宇、唯植竹栗。若此令既行、而善其事者、庶民則叙之以爵、有司亦從而加賞。……又亡者亂郊、饑人盈甸。皆是不爲其存計、而任之遷流、故饑寒一至、慈母不能保其子。欲其不爲寇盜、豈可得邪。……今自江以南、在所皆穰、有食之處、須官興役。宜募遠近能食五十口一年者、賞爵一級。不過千家、故近食十萬口矣。使其受食者、悉令就佃淮南、多其長帥、給其糧種。

とあり、勸農政策の一環として、農本に務めた庶民に賜爵を行うこと、北魏と国境を接する淮南地域において粟糧の不足を補うために納粟者を募集し、彼らに民爵一級を賜与することが示されている。結局、周朗の上書は、書奏忤旨、自解去職。

とあるように、孝武帝の意に添うものではなかったが、このことと南朝において民爵が頻繁に賜与されていたこととを合わせ考えると、周朗の議論は当時多くの庶民が民爵を保持していたことを前提としたものであり、南朝において民爵賜与が盛んに行われていたことを示すものであると考えられる。

さらに、『魏書』卷七下高祖紀下に、太和十七年（四九三）十月乙未の詔を載せて、

京師及諸州從戎者賜爵一級、應募者加二級、主將加三級。

とあり、南朝の民爵制度の影響を受けたと考えられる北魏の孝文帝¹⁰が、庶民の軍功に対する褒賞として民爵を賜与していることから、南朝においても北魏の孝文帝のときと同様に、庶民の軍功に対する褒賞として民爵賜与が行われていたと考えられる。

では、南朝において民爵賜与はどのような狙いを以て行なわれたのであろうか。右で魏晋において民爵が廃れたのは、国軍の主力を庶民に求めていた兵制の崩壊と、それに代わる兵戸制の成立とによって、庶民が兵士となつて戦争に参加することが少なくなつていたためであると述べた。周知のように、兵戸制は、東晋末から劉宋初めにかけて崩壊し、そののちは募兵が軍事力の主体になつていき、それを補うものとして臨時的に徵兵が行われた¹¹。これとときを同じく

して、南朝において民爵賜与が、漢代よりも頻繁に行われるようになる。このことは、単なる偶然なのであるか。以下ではそのことについて、庶民の戦争参加とそれに対する褒賞といった点から考察する。

南朝の募兵は、兵戸のような特殊な階層の者から形成されていたのであろうか。『宋書』卷一九何承天伝には、元嘉十九年（四四二）に何承天が、対北魏策について述べた上表文を載せて、

有急之日、民不知戰、至乃廣延賞募、奉以厚秩、發遽奔救、天下騷然。

とあり、『宋書』卷六三沈演之伝附勃伝に、明帝の泰始中のこととして、

時欲北討、使勃還鄉里募人。

とあり、『南齊書』卷五七魏虜伝に、武帝の永明十一年（四九三）、北魏の孝文帝が徐、予の二州に侵攻してきたときのことを載せて、

世祖發揚・徐州民丁、廣設召募。

とある。以上の考察より、南朝の募兵の兵源は庶民であったことがわかる。

なお、当該時代に行われていた徴兵の兵源もまた庶民であった。そのことは、元嘉二十七年（四五〇）に文帝が大挙して北伐を行った際、国境付近の南兗州において、当時「三五門」と呼ばれていた庶民を対象に有名な七条徴発¹²を行つたことや、『南齊書』卷四四沈文季伝に、南齊武帝の永明三年（四八五）冬に、唐寓之が反乱を起こしたときのことを記して、

寓之至錢塘、錢塘令劉彪・戍主聶僧貴遣隊主張玕於小山拒之。力不敵、戰敗。寓之進抑浦登岸、焚郭邑、彪棄縣走。

（沈）文季又發吳・嘉興・海鹽・鹽官民丁救之。

とあり、『南齊書』卷五八蛮伝に、永明九年のこととして、

安隆内史王僧旭發民丁、遣寬城戍主萬民和、助八百丁村蠻、伐千二百丁村蠻。

とあり、『南齊書』卷六明帝紀に、北魏の孝文帝が明帝の建武二年（四九五）三月戊申の詔を載せて、

南徐州僑舊民丁、多充戎旅、獨今年三課。

とあつて、対北朝戦のほかにも、内乱の鎮圧や蛮の討伐に際して、庶民を対象に徴兵を行っていることなどから確認できる。

以上の考察より、募兵にしても徴兵にしてもその兵源は庶民であったことがわかる。では、政府は募兵あるいは徴兵に応じ、軍功をあげた庶民に対し、具体的にどのような褒賞を与えたのであろうか。

右で、庶民の軍功に対する褒賞として民爵が賜与されていたことを述べた。また、『宋書』卷九五索虜伝に、文帝の元嘉二十七年（四五〇）十二月に北魏の太武帝が南下してきたことを伝えて、

購能斬佛狸伐頭者、封八千戸開國縣公、賞布絹各萬匹、金銀各百斤。斬其子及弟・偽相・大軍主、封四百戸開國縣侯、布絹各五千疋。

とあり、同書卷七九竟陵王誕伝に、孝武帝の大明二年（四五八）四月に竟陵王誕が広陵城で反乱を起こしたときのことを伝えて、

上（孝武帝）遣送章二紐、其一曰、竟陵縣開國侯、食邑一千戸、募賞禽誕。其二曰、建興縣開國男、三百戸、募賞先登。

とあり、『宋書』卷八四鄧琬伝に、晋安王子勛が明帝と争つたときに、子勛に仕えていた鄧琬が首都建康に宛てた檄文を載せて、

購太宗萬戸侯、布絹二萬匹、金銀五百斤。其餘各有差。とあり、同書卷八七殷琰伝に、明帝の泰始二年（四六六）正月に、殷琰が反乱を起こしたときのことを伝えて、

時徐州刺史薛安都亦據彭城反。募能生禽琰・安都、封千戸縣侯、賜布絹各二千匹。

とあり、同書卷八四孔覲伝に、同年同月に会稽太守の孔覲と吳郡太守の顧琛が反乱を起こしたときのことを伝えて、

購生禽覲千五百戸開國縣侯。生擒琛千戸開國縣侯。斬送者半賞。

とあり、同書卷七四沈攸之伝に、順帝の昇明元年（四七七）に沈攸之が反乱を起こしたときのことを伝えて、

時齊王輔政、遣衆軍西討。尚書符征西府曰、……能斬送攸之首、封三千戶縣公、賜布絹各五千匹。

とあり、『南齊書』卷二十八蕭穎胄伝に、東昏侯の永元二年（五〇〇）十二月に蕭穎胄と夏侯祥が京邑の百官や諸州郡の牧守に宛てた檄文を載せて、

檄到之日、有能斬送（梅）蟲兒・（如）法珍首者、封二千戶開國縣侯。

とあり、『南史』卷八十侯景伝に、武帝の太清二年（五四八）八月に、侯景が反乱を起こしたときの詔勅を載せて、

斬景者不問南北人同賞封二千戶兼一州刺史。

とあり、『梁書』卷五元帝紀に、太宝三年（五五二）二月に蕭繹（のちの元帝）が四方に発した檄文を載せて、

有能縛侯景及送首者、封萬戶開國公、絹布五萬匹。

とあつて、通常の軍功に対して民爵賜与を行う一方で、敵大将の首を斬ったり捕虜にしたりするなどの大功をあげた兵士には、その褒賞として封爵を賜与する場合があつたことが述べられている。

そのほかにも、兵士に対する褒賞として、『宋書』卷六五劉道産伝附道錫伝に、文帝の元嘉十八年（四四一）のこととして、巴西、梓潼の二郡に氐が侵攻してきたときのことを載せて、

（劉）道産弟道錫、巴西・梓潼二郡太守。……初、氐寇至、城内衆寡、道錫募吏民守城。復租布二十年。とあり、『南史』卷七〇郭祖深伝には、梁の武帝のときの郭祖深の上書を載せて、

此勳人投化之始、但有一身。及被任用、皆募部曲。而揚・徐之人、逼以衆役、多投其募、利其貨財。

とあつて、庶民が募に応じて兵士となつた場合、その褒賞として、租税を復除したり、貨財を支給したりしたことがわかる。ただ、租税の復除と貨財の支給が約束どおりに実施され得たかについては、疑問とすべきである。

周知のように、東晋では、北方に五胡政権、国内には動揺しがちな豪族、さらには税役に疲弊した庶民を抱えており、なかでも、対五胡戦にかかる費用は膨大なものであつた¹³⁾。このことは、南朝においても同様であり、『通典』卷七食

貨典の歴代盛衰戸口の条に、文帝の元嘉二十七年（四五〇）のこととして、

後魏主太武帝以數十萬南伐。河上屯戍、相次覆敗。魏師至瓜步而還。宋之財力、自此衰耗。

とあり、『南齊書』卷五四顧歡伝に、南齊の明帝のとき、当時員外散騎侍郎であつた劉思効の上表を載せて、

宋自大明以來、漸見凋弊、徵賦有增於往。天府尤貧於昔。兼軍警屢興、傷夷不復。戍役殘丁、儲無半菽、小民嗷嗷、無樂生之色。

とあり、『梁書』三八賀琛伝に、梁の武帝の普通中の賀琛の上奏を載せて、

自征伐北境、帑藏空虛。

とあり、『陳書』卷六後主紀の史臣曰の条に、陳の宣帝のときのことを記して、

奄有淮・泗、戰勝攻取之勢、近古未之有也。既而君修民勞、將驕卒墮、帑藏空竭。

とあつて、南朝の諸国家が対北朝戦のために、しばしば財政難に苦しんでいたことからわかる。その結果、『宋書』卷九後廢帝紀に、後廢帝の元徽四年（四七六）二月乙未の虞玩之の上表を載せて、

天府虛散、垂三十年。江・荆諸州、稅調本少。自頃以來、軍募多乏。

とあるように、租税の徴収があまり見込まれない江州や荊州などでは、定数どおりに募兵を行うこともままならなかつた。つまり、こうしたことから募兵に対して、頻繁に租税の復除や貨財の支給を行う体力は当時の国家には期待できなかつたと考えられる。

では、民爵賜与についてはどうか。先に引いた『芸文類聚』卷五一封爵部の『爵論』の佚文に、民爵に功勞をあげた庶民に対する褒賞としての役割があつたことを述べたのちに、

以貨財爲賞者、不可供。以復除爲賞者、租稅損減。以爵爲賞者、民勸而費省。

とある。ここでは、軍功をあげた庶民に対する褒賞として、貨財の支給と租税の復除を行った場合、財政的負担が大きいこと、これに対して、民爵を賜与した場合は、前二者と同じ効果が期待できるうえに軍事費を省くこともできるとし

ている。

以上の考察より、対北魏戦などのためにしばしば財政難に陥っていた南朝の諸国家は、その膨大な軍事費を省く狙いもあつて、庶民の軍功に対する褒賞として民爵賜与を多く行っていたものと考えられる。

二 民爵賜与と籍田儀礼

本節では、魏晋南朝における民爵賜与と籍田儀礼³⁾との関係について考察を行う。

まず、論の展開の都合上、魏晋南朝が籍田儀礼を行う場合、範とした漢代の籍田儀礼について従来の見解を踏まえつつ考察しておく。「はじめに」で述べたように、初山氏は、民爵とは本来生命を賭して獲得すべき褒賞であるとし、民爵を無償で庶民男子に賜与することは、軍事的奉仕を期待することであるとされている。この説については、私も基本的に賛同するものである。ただ、その場合、『漢書』卷一〇成帝紀に、建始三年(前三〇)三月のこととして、

赦天下徒。賜孝弟・力田爵二級。

とあり、同書同卷に、河平四年(前二五)正月のこととして、

匈奴單于來朝。赦天下徒、賜孝弟・力田爵二級。

とあるように、なぜ、国家の慶事に際して、「孝悌」、「力田」に対して民爵が賜与されるのか、あるいは、『後漢書』卷二明帝紀に、中元二年(五七)のこととして、

二月戊戌、即皇帝位。…夏四月丙辰、…賜天下男子爵人二級、三老・孝悌・力田人三級。

とあり、同書同卷に、永平三年(六〇)二月甲子のこととして、

立貴人馬氏爲皇后、皇子炆爲皇太子。賜天下男子爵人二級、三老・孝悌・力田人三級。

とあり、同書卷三章帝紀に、建初三年(七八)三月癸巳のこととして、

立貴人竇氏爲皇后。賜爵人二級、三老・孝悌・力田人三級。

とあり、同書卷四和帝紀に、永元八年（九六）二月己丑のこととして、

立貴人陰氏爲皇后。賜天下男子爵人二級、三老・孝悌・力田三級。

とあり、同書同卷に、元興元年（一〇五）十二月辛未のこととして、

帝崩于章德前殿、年二十七。立皇子隆爲皇太子。賜天下男子爵人二級、三老・孝悌・力田人三級。

とあり、同書卷五安帝紀に、元初元年（一一四）正月甲子のこととして、

改元元初。賜民爵、人二級、孝悌・力田人三級。

とあり、同書卷六順帝紀に、陽嘉元年（一三二）正月乙巳のこととして、

立皇后梁氏。賜爵人二級、三老・孝悌・力田人三級。

とあり、同書卷九獻帝紀に、建安二十年（二一五）正月甲子のこととして、

立貴人曹氏爲皇后。賜天下男子爵人一級、孝悌・力田二級。

とあるように、なぜ、ときには「三老」や「孝悌」、「力田」に対して、一般の庶民男子より多くの爵級が賜与されることがあつたのか⁽¹⁵⁾といった疑問が生じる。

鎌田重雄氏は、「三老」とは、郷里の豪族の徳望家、篤農家のことであり、「孝」とは、親に善く仕える者、「悌」とは、長幼の序を弁えた者のことであり、「力田」とは農耕励精者のことである⁽¹⁶⁾とされる。とすれば、この三者の性格からして、なぜ彼らに一般の庶民より多くの爵級が賜与されているのかという疑問について、皇帝に対する軍事的奉仕という面からだけでは、説明し難いように思われる。彼らに対する民爵賜与には、皇帝に対する軍事的奉仕の他に、何らかの別の狙いがあつたと想定される。

谷口義介氏は、漢代において、「三老」以下の郷官が、藉田儀礼と深い関係にあつたこと、神農を主神とする当該時代の藉田儀礼は、牛の生産力を神聖視する民間の信仰をふまえていること⁽¹⁷⁾を指摘しておられる。とすれば、国家が

地域の有力者を「三老」以下の郷官に任命し、民爵を一般の庶民男子より多く賜与したのは、そのことによつて、郷里社会の農耕儀礼に重要な役割を果たす有力者を取り込み、民間の農耕儀礼を国家祭祀の体系、秩序に再編しようとする狙いがあつたものと考えられる。

さらに、「租」はもともと祖先などの祭祀に供する穀物のこと、「税」は生産物のうち一定の割合を上納させたことを意味し、のちに、「租」も「税」も互いに通用するようになった¹⁸ことや、『漢旧儀』に、前漢における藉田儀礼の儀式次第を載せて、

春始東耕於藉田、官祠先農。先農即神農炎帝也。祠以一太牢、百官皆從。大賜三輔二百里孝悌・力田・三老帛、種百穀萬斛。爲立藉田倉、置令・丞。穀皆以給祭天地・宗廟・羣神之祀、以爲糝盛。皇帝躬秉耒耜而耕、古爲甸師官。とあり、藉田の收穫物を「祭天地・宗廟・羣神之祀」の費用に供したことを伝え、『後漢書』卷二明帝紀に、永平十三年（七〇）二月のこととして、

帝耕於藉田。禮畢、賜觀者食。

とあることなどを考慮に入れると、漢代の藉田儀礼には、国家が祭祀の費用に供することを名目として、田租を徴収することの正統性をアピールする狙いもあつたものと考えられる。

藉田儀礼が、右のような性格を持つものであるとすれば、それは国家にとって極めて重要な儀礼である。この点について、『後漢書』卷六一黃瓊伝に、

自帝即位以後、不行籍田之禮。瓊以國之大典不宜久廢、上疏奏曰、自古聖帝哲王、莫不敬恭明祀、増致福祥。故必躬郊廟之禮、親籍田之勤、以先羣萌、率勸農功。昔周宣王不籍千畝、虢文公以爲大譏、卒有姜戎之難、終損中興之名。竊見陛下遵稽古之鴻業、體虔肅以應天、順時奉元、懷柔百神、朝夕觸塵埃於道路、晝暮聆庶政以卹人。雖詩詠成湯之不忘違、書美文王之不暇食、誠不能加。今廟祀適闕、而祈穀絜齋之事、近在明日。臣恐左右之心、不欲屢動聖躬、以爲親耕之禮、可得而廢。臣聞先王制典、籍田有日、司徒咸戒、司空除壇。先時五日、有協風之應、王即齋

宮、饗醴載耒、誠重之也。自癸巳以來、仍西北風、甘澤不集、寒涼尙結。迎春東郊、既不躬親、先農之禮、所宜自勉、以逆和氣、以致時風。易曰、君子自強不息。斯其道也。書奏、帝從之。

とあることは、そのことを裏付けるものといえよう。

では、民爵制度が廃れた魏晋において、藉田儀礼の施行状況は、どうであつたのであろうか。曹魏については、『晋書』卷一九礼志上に、

禮、孟春之月、乃擇元辰、天子親載耒耜、措之于參保介之御間、帥三公九卿諸侯大夫躬耕帝藉。至秦滅學、其禮久廢。漢文帝之後、始行斯典。魏之三祖、亦皆親耕藉田。

とあり、同書卷一九禮志上に、

魏氏雖天子耕藉、藩鎮闕諸侯百畝之禮。

とあつて、魏の三祖すなわち武帝、文帝、明帝がそれぞれ藉田儀礼を行つたが、地方の「藩鎮」(地方長官)⁽¹⁹⁾は、曹魏に対する服属を示す「諸侯百畝之禮」を行わなかつたことが伝えられている。

さらに、『魏志』卷八公孫度伝に、初平元年(一九〇)、遼東の有力豪族である公孫度が、自立の意志を示したときのことを伝えて、

自立爲遼東侯・平州牧、追封父延爲建義侯。立漢二祖廟、承制設壇墠於襄平城南、郊祀天地、藉田、治兵、乘鸞路、九旒、旄頭羽騎。

とある。ここで、公孫度は、董卓によつて擁立された献帝からの自立の意志を顕示するために、郊祀⁽²⁰⁾と並んで藉田儀礼を行つてゐる。

以上の考察より、当該時代の地方長官は、曹魏への服属を示す「諸侯百畝之禮」を行わなかつたと考えられる。次に、西晋についてである。『晋書』卷一九礼志上に、武帝の泰始四年(二六八)のときのことを伝えて、

有司奏、始耕祠先農、可令有司行事。詔曰、夫國之大事、在祀與農。是以古之聖王、躬耕帝藉、以供郊廟之粢盛、

且以訓化天下。近世以來、耕藉止於數步之中、空有慕古之名、曾無供祀訓農之實、而有百官車徒之費。今修千畝之制、當與羣公卿士躬稼穡之艱難、以率先天下。主者詳具其制、下河南、處田地於東郊之南、洛水之北。若無官田、隨宜便換、而不得侵人也。於是乘輿御木輅以耕、以太牢祀先農。自惠帝之後、其事便廢。

とあり、武帝のとき藉田儀礼が行われたが、次の惠帝以降は行われなかったことが記されている。

東晋については、同書同卷に、

江左元帝將修耕藉。尙書符罔、藉田至尊應躬祠先農不。賀循答、漢儀無正有至尊應躬祭之文、然則周禮王者祭四望則蠶冕、祭社稷五祀則絺冕、以此不爲無親祭之義也。宜立兩儀注。賀循等所上儀注又未詳允、事竟不行。後哀帝復欲行其典、亦不能遂。

とあり、同書卷五六江統伝附彰伝に、哀帝が即位したときのことを伝えて、

(帝) 欲躬自藉田。彰並以爲禮廢日久、儀注不存、中興以來所不行、謂宜停之。

とあるように、元帝と哀帝のときに藉田儀礼を復活させようという動きがあったが、結局実現しなかったことが記されている。

以上の考察より、魏晋において、藉田儀礼はあまり行われなかったことがわかる。また、先に見たように、魏晋では民爵賜与もあまり行われなかった。こうしたことは、民爵賜与と藉田儀礼に一定の関係があるという右の見解を裏付けるものであると考えられる⁽²¹⁾。

では、民爵賜与が再び行われるようになった南朝において、藉田儀礼の施行状況はどうであろうか。『宋書』卷一四礼志一に、劉宋文帝の元嘉二十年(四四三)に、

太祖將親耕、以其久廢、使何承天撰定儀注。史學生山謙之已私鳩集、因以奏聞。乃下詔曰、古者從時脉土、以訓農功、躬耕帝籍、敬供粢盛。仰瞻前王、思遵令典、便可量處千畝、考卜元辰。朕當親率百辟、致禮郊甸。庶幾誠素、獎被斯民。於是斟酌衆條、造定圖注。先立春九日、尙書宣攝内外、各使隨局從事。孟春之月、擇上辛後吉亥日、

御乘耕根三蓋車、駕蒼駟、青旂、著通天冠、青幘、朝服青袞、帶佩蒼玉。…車駕出、衆事如郊廟之儀。…宋太祖東耕後、乃班下州郡縣、悉備其禮焉。

とあつて、翌二十一年の正月最初の辛の後の亥の日に、魏晋であまり行われていなかった藉田儀礼を行ったことが伝えられている。²²⁾ここに、「尙書宣攝内外、各使隨局從事。」とあることや、「宋太祖東耕後、乃班下州郡縣、悉備其禮焉。」とあることなどから、地方官衙でも、藉田儀礼の体系、秩序の下にある農耕儀礼を実施させようとしていたことがわかる。

また、『宋書』卷六孝武帝紀に、大明四年（四六〇）正月乙亥のこととして、

車駕躬耕藉田。大赦天下。尙方徒繫及逋租宿債、大明元年以前、一皆原除。力田之民、隨才隨用。孝悌義順、賜爵一級。孤老貧疾、人穀十斛。藉田職司、優沾普賚。百姓乏糧種、隨宜貸給。吏宣勸有章者、詳加褒進。

とあり、同書卷八明帝紀に、泰始五年（四六九）正月癸亥のこととして、

車駕躬耕藉田。大赦天下、賜力田爵一級。

とあり、同書卷九後廢帝紀に、元徽四年（四七六）正月己亥のこととして、

車駕躬耕藉田、大赦天下。賜力田爵一級。貸貧民糧種。

とある。右は文帝以降もひきつづき藉田儀礼が行われていたことを伝えているが、その際これらの籍田に伴つて孝悌、力田に対する賜爵が行われていることが注目される。

また、『南齊書』卷三武帝紀に、永明四年（四八六）閏正月癸巳のこととして、

車駕藉田。詔曰、夫耕藉所以表敬、親載所以率民。朕景行前規、躬執良耜、千畝咸事、六稔可期、教義克宣、誠感兼暢。重以天符靈貺、歲月鱗萃、寶鼎開玉匣之祥、嘉禾發同穗之穎、甘露凝暉於垌牧、神爵齋翥於蘭圃。斯乃宗稷之慶、豈寡薄所臻。思俾体和、覃茲黔阜、見刑罪殊死以下、悉原有。諸逋負在三年以前尤窮弊者、一皆蠲除。孝悌・力田、詳授爵位、孤老貧窮、賜穀十石。凡欲附農而糧種闕乏者、竝加給貸、務在優厚。…甲寅、以藉田禮畢、車

駕幸閔武堂勞酒小會、詔賜王公以下在位者帛有差。

とあり、『梁書』卷二武帝紀中に、天監十三年（五一四）二月丁亥にのことして、

輿駕親耕籍田、赦天下、孝悌・力田賜爵一級。

とあり、同書卷三武帝紀下に、普通四年（五二三）二月乙亥のことして、

躬耕籍田。詔曰、夫耕籍之義大矣哉。黍盛由之而興、禮節因之以著。古者哲王咸用此作。眷言八政、致茲千畝、公

卿百辟、恪恭其儀、九推畢禮、馨香靡替。兼以風雲叶律、氣象光華、屬覽休辰、思加獎勵。可班下遠近、廣闡良疇、

公私畎畝、務盡地利。若欲附農而糧種有乏、亦加貸卹、每使優遍。孝悌・力田賜爵一級。預耕之司、剋日勞酒。

とあり、同書同卷に、中大通六年（五三四）二月癸亥のことして、

輿駕親耕籍田、大赦天下、孝悌・力田賜爵一級。

とあつて、齊梁時代における籍田儀礼について伝えているが、ここにも孝悌、力田に対する民爵賜与が行われている。

これらのことから、漢代と同様に、当該時代においても、民爵賜与と籍田儀礼が結びついていたことがわかる。

以上の考察より、南朝においても、漢代と同様に、籍田儀礼と「孝悌」、「力田」に対する民爵賜与は結びついており、その狙いは、民間の農耕儀礼を国家祭祀の体系、秩序に再編し、祭祀の費用に供することを名目として、田租を徴収することの正統性をアピールすることにあつたと考えられる。

当該時代において民爵が再び賜与されるようになった要因は、豪族対策や勸農政策など、この他にもあると考えられる。しかし、これらの点については、史料的な制約もあり、十分に解明できない部分が多々あるため、後考に期したいと思う。

おわりに

本稿を要約すると以下のようになる。

①南朝において、国家の慶事に際して行われた民爵賜与は、漢代よりも頻繁に行われていた。

②曹魏に民爵は廃れ、次の西晋には司馬炎即位のときを最後として民爵が賜与されなくなり、そのあとの東晋にはその末に桓玄が篡位したときを除いて民爵は賜与されなかった。

③民爵が廃れたのは、国軍の主力を庶民に求めていた兵制の崩壊と、それに代わる兵戸制の成立とによって、庶民が兵士となって戦争に参加することが少なくなくなり、軍功により褒賞される機会を失ってしまったことが原因の一つにあったと考えられる。

④募兵にしても徴兵にしてもその兵源は庶民であった。

⑤対北朝戦などのためにしばしば財政難に陥っていた南朝の諸国家は、その膨大な軍事費を省く狙いもあって、庶民の軍功に対する褒賞として民爵賜与を多く行っていたものと考えられる。

⑥漢代に、「三老」、「孝悌」、「力田」に一般の庶民男子より多くの民爵を賜与したのは、民間の農耕儀礼を国家祭祀の体系、秩序に再編し、祭祀の費用に供することを名目として、田租を徴収することの正統性をアピールすることにあつたと考えられる。

⑦魏晋には、民爵賜与と同様に、藉田儀礼もほとんど行われなかった。

⑧南朝では、劉宋文帝によつて藉田儀礼が復活され、その実施に際して、「孝悌」、「力田」に対して、民爵が賜与されることがあつた。これは、当該時代においても、漢代と同様に、民爵賜与と藉田儀礼が結びついていたことを示すものである。

右は、南朝の民爵賜与の効力が、従来いわれているように、空に帰したのではなく、当該時代の兵制の変化や財政状況、藉田儀礼の復活などに対応したものであつたことを示すものである。

註

- (1) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』二十等爵制の研究(東京大学出版会、一九六一年)、同氏『中国古代国家と東アジア世界』(東京大学出版会、一九八三年)一六五―一六六頁、『アジア歴史事典第四卷』(平凡社、一九六〇年)二二二頁参照。
 - (2) 増淵龍夫『新版 中国古代の社会と国家』(岩波書店、一九九六年)五五頁参照。
 - (3) 初山明「爵制論の再検討」(『新しい歴史学のために』一七八号、一九八五年)、同氏「皇帝支配の原像、民爵賜与を手がかりに」(松原正毅編『王権の位相』弘文堂、一九九一年)参照。
 - (4) 以下では、私が増淵、初山両氏の見解に基本的に賛同する理由を、西嶋氏が「有爵者の身分的秩序の形成される場が里」であることを示す際に、その根拠とされた史料を再検討することによって述べていきたいと思う。
西嶋氏は、『晋書』卷五〇庾峻伝に、「秦塞斯路、利出一官。雖有處士之名、而無爵列於朝者。商君謂之六蠹、韓非謂之五蠹。時不知德、惟爵是聞。故閭閻以公乘侮其鄉人、郎中以上爵傲其父兄。」とある記事を引いて、「この庾峻の指摘は、管見のかぎりでは、有爵者の身分的秩序の形成される場が里であり、里中の有爵者のうち最高位の公乗の爵位をもつものは、その身分的特権を里内で実現しているということを示す唯一の記録」(西嶋氏前掲『中国古代帝国の形成と構造』三七〇頁参照)であると、また、『周礼』地官、党正に、「屬民而飲酒於序、以正齒位。壹命齒於鄉里。再命齒於父族、三命而不齒。」とあり、『礼記』祭義に、「壹命齒于鄉里、再命齒于族、三命不齒族。有七十者、弗敢先。」とあり、『荀子』大略篇に、「一命齒於鄉、再命齒於族、三命、族人雖七十、不敢先。」とある記事などを引いて、「里では、民爵最高の公乗の爵位をもつことによってその郷人を凌駕し、また、郎中となって吏爵を受けることによってその家族よりも上爵となり、上述の引文でいえば『族に齒せず』という結果になるのであった。」としておられる。
- 西嶋氏は、爵位と齒位とが一致するという前提で論を進めておられるが、史料を見る限りでは、別の解釈も可能であると考えられる。
- それは、郷里社会においては、「壹命」され、「公乘」より下の爵位をもつ段階では、まだ、齒位的秩序の方が優越しているが、「再命」すなわち「民爵最高の公乗の爵位もつ」段階になると、自分より上の齒位に属する「父族」と肩を並べ、かつ、同じ齒位

に属する「郷人を侮」れるようになり、「三命」すなわち「郎中となつて吏爵を受ける」段階になると、「族に齒せず」という状態になつて、自分より上の齒位に属する「父兄」をも「傲」れるようになるという解釈である。このことは、郷里社会では、民爵のうち、最高位の「公乘」の爵位をもつことによつてはじめて身分的特権を里内で実現できたことを意味する。

この点について、長沙市文物工作队・長沙市文物考古研究所「長沙走馬樓J22發掘簡報」(『文物』一九九九年第五期、一九頁)に紹介された小型竹簡(小型竹簡については、関尾史郎「吏民田家前の性格と機能に関する一試論」『嘉禾吏民田家前研究』長沙吳簡研究報告・第一集)二〇〇一年参照)に、「戎里戸人公乘何欽年五十五算一刑兩足(整理番号不明)」とあり、「戎里戸人公乘魯章年卅 八算一旨右目(整理番号不明)」とあり、「常遷里戸人公乘何著年五十四算一刑兩足復(9・2950)」とあり、また、王素・宋少華・羅新「長沙走馬樓簡牘整理的新收穫」(『文物』一九九九年第五期、三二―三四頁)に紹介された小型竹簡には、「富貴里戸人公乘黃五年廿一(1・28)」とあり、「祐樂里戸人公乘」□□年十七 捌心足(9・951)」とあり、「大片里戸人公乘王得年六十二 龍耳眇目(9・935)」とあり、「義成里戸人公乘魯開年卅一 算一刑右足(9・2899)」とあり、「富貴里戸人公乘李平年卅□ 算一旨右目復(9・2048)」とあり、「高平里戸人公乘魯開年卅一 算一刑左手復(9・3017)」とあり、「常遷里戸人公乘何著年五十四 算一刑兩足復(9・2950)」とあり、「谷陽里戸人公乘鄭鬱年卅六 算一給州吏復(9・3233)」とあつて、現在発表されている小型竹簡の中に、特定の「里」において、「戸人」(戸主を指していると考えられる)が「公乘」の爵位をもっている事例が比較的多く見られるのに対し、一方、「公乘」より下の爵位をもっている事例が一例も見られないことは、右の見解が当を得たものであれば、それを支えるところがある。

(5) なお、王莽の新代を除いた場合、前漢二百年間に五十三回、後漢百九十六年に三十六回で、両漢合わせて四百六年に九十九回行われたことになるから、406÷99≒4.10…で四年に一回の割合となる。

(6) 西嶋氏前掲『中国古代帝国の形成と構造』二十等爵制の研究』一九五頁参照。

(7) 『晋書』卷十安帝紀に安帝の元興二年(四〇四)十二月壬辰のこととして、「玄纂位、以帝平固王。」とあり、同書卷九九桓玄伝に、「於是大赦、改元永始、賜天下爵二級、孝悌・力田人三級、蠲寡・孤獨不能自存者穀人五斛。其賞賜之制、徒設空文、無其實也。」とあつて、桓玄が篡位したとき、民爵賜与を含めた賞賜は空文を設けただけであり実際には行われていなかったことが示されている。

(8) 浜口重国「後漢末・曹魏時代に於ける兵民の分離について」(『秦漢隋唐史の研究』上巻、第一部第七論文、東京大学出版会、一

九六六年）参照。

(9) 山田勝芳『秦漢財政収入の研究』（汲古書院、一九九三年）三二一九頁参照。

(10) 宮崎市定氏は、『九品官人法の研究・科挙前史』（東洋史研究会、一九五六年）四〇一頁の中で、「孝文帝の末期には…南朝との戦争などのために軍功インフレーションが進行中であった」とし、第二編第五章一二「北魏末期の選挙問題」の中では、こうしたことを受けて、孝明帝のときに、崔亮が停年格を造ったこととしておられる。そうであるとするれば、このときの孝文帝による民爵賜与も、そうした軍功に対する褒賞として行われたもので、それは同時期に行われた官制改革と同様に、南朝の制度の影響を受けた可能性が高いと考えられる。なお、本稿とは違った視点からではあるが、北魏孝文帝の民爵賜与を検討したものに、康楽「民爵與民望」（『従西郊到南郊・国家祭天與北魏政治』第三篇第六章、稻郷出版社、一九九五年）と題する論文がある。

(11) 浜口氏「魏晋南朝の兵戸制度の研究」（前掲『秦漢隋唐史の研究』上巻、第一部第十論文）参照。

(12) 越智重明「族門制」（『魏晋南朝の貴族制』第五章第一節、研文出版、一九八二年）、同氏「宋の孝武帝の戸籍制度改変」（『魏晋南朝の政治と社会』第三篇第二章第三節、吉川弘文館、一九六三年）参照。

(13) 宮崎氏前掲書一八七頁参照。

(14) 藉田儀礼についての先行研究は非常に多い。管見の及ぶ限りでは、小島祐馬「藉田の礼に就いて」（『經濟論叢』第九卷第四号、一九一九年）、西田太一郎「郊祭の対象とその時期とに就いて」（『支那学』第八卷第一号、一九三五年）、農林省米穀局編『支那歴代親耕親蚕考』（日本米穀協会事務所、一九三六年）、笠原仲二「支那古代に於ける田租徭役の起源」（『支那学』第十卷第一号、一九四〇年）、木村正雄「藉田と助法」（『東洋史学論集』第二、一九五四年）、大嶋隆「藉田考」（『甲骨学』第八号、一九六〇年）、楊寛「籍礼」親探（『古史新探』中華書局、一九六五年）、白川静「農事詩の研究」（『詩経研究 通論篇』第三章、朋友書店、一九八一年）、西岡弘「藉田考」（『中国古典の民俗と文学』角川書店、一九八六年）、谷口義介「西周時代の藉田儀礼」、『春秋時代の藉田儀礼と公田助法』、『藉田儀礼の復活』（『中国古代社会史研究』第八章・第九章・第十章、朋友書店、一九八八年）、越智重明「藉田」（『戦国秦漢史研究一』第一編第一章第六節、中国書店、一九八八年）、佐竹靖彦「藉田新考」（『唐代史研究会編『中国の都市と農村』汲古書院、一九九二年）、坂江涉「古代東アジアの王権と農耕儀礼・日中社会文化の差異」（鈴木正幸編『王と公』第一章、柏書房、一九九八年）、新城理恵「中国の藉田儀礼について」（『史境』第四一号、二〇〇〇年）などがある。なお、史料上の「せきでん」の表記については、「籍田」と「藉田」の二通りの使用が見られる。小論では、史料上での表現を除き、以下、「藉田」

に統一して使用することとする。

- (15) この他にも、「三老」や「孝悌」、「力田」に対して、一般の庶民男子より多くの爵級が賜与されたものには、『漢書』卷二明帝紀に、永平十二年（六九）五月丙辰のこととして、「賜天下男子爵人二級、三老・孝悌・力田人三級。」とあり、同書同卷に、同十七年の制書を載せて、「是歳、甘露仍降、樹枝内附、芝草生殿前、神雀五色翔集京師。西南夷哀牢・僬耳・僬僂・槃木・白狼・勳粘諸種、前後慕義貢獻。西域諸國遣子入侍。夏五月戊子、：賜天下男子爵人二級、三老・孝悌・力田人三級。」とあり、同書卷三章帝紀に、建初四年（七九）四月戊子のこととして、「立皇子慶爲皇太子。賜爵人二級、三老・孝悌・力田人三級。」とあり、同書卷四和帝紀に、永元十二年（一〇〇）三月丙申の詔を載せて、「比年不登、百姓虛匱。京師去冬無宿雪、今春無澍雨。黎民流離、困於道路。朕痛心疾首、靡知所濟。仰昊天、何辜今人。三公朕之腹心、而未獲承天安民之策。數詔有司、務擇良吏。今猶不改、競爲苛暴、侵愁小民、以求虛名。委任下吏、假執行邪。是以令下而姦生、禁至而詐起。巧法析律、飾文增辭、貨行於言、罪成乎手。朕甚病焉、公卿不思助明好惡、將何以救其咎罰。咎罰既至、復令災及小民。若上下同心、庶或有瘳。其賜天下男子爵人二級、三老・孝悌・力田三級。」とある例などがある。

- (16) 鎌田重雄「郷官」『秦漢政治制度の研究』第二篇第十一章、日本學術振興會、一九六二年）参照。

- (17) 谷口氏前掲「藉田儀礼の復活」参照。

- (18) 宮崎氏「古代中国賦税制度」『アジア史研究』第一、東洋史研究会、一九五七年）参照。

- (19) 史料中の「藩鎮」については、『蜀志』卷八許靖伝に、後漢の獻帝のときに、当時交州に逃れていた許靖が、曹操に宛てた書簡を載せて、「今雖臨荒域、不得參與本朝、亦國家之藩鎮、足下之外援也。」とあり、『呉志』卷一六陸凱伝に、甘露元年（二六五）九月に孫皓が武昌に遷都したときの陸凱の上疏を伝えて、「州牧督將、藩鎮方外。」とあることなどから、主に皇室を守り、藩屏の役割を果たす地方長官のことを指すと考えられる。

- (20) 金子修一「魏晋南北朝の皇帝祭祀の推移」『古代中国と皇帝祭祀』第二部第四章、汲古書院、二〇〇一年）参照。

- (21) 魏晋における「孝悌」や「力田」に対しての無償の賜与は、『魏志』卷二文帝紀に、黄初元年（二二〇）十一月癸酉の詔を載せて、「賜男子爵人一級、爲父後及孝悌力田人二級。」とあり、同書卷四少帝紀に、齊王芳正始元年（二四〇）八月のこととして、「車駕巡省洛陽界秋稼、賜高年力田各有差。」とあり、『晋書』卷四惠帝紀に、元康元年（二九一）五月壬午の詔を載せて、「除天下戶調絲絹、賜孝悌・高年、鰥寡・力田者帛人三匹。」とあり、同書卷八穆帝紀に、升平元年（三五七）八月丁未のこととして、「八月

魏晋南朝の民爵賜与について（戸川）

丁未、立皇后何氏、大赦、賜孝悌・饒寡米人五斛。」とある四例のみである。これは、当該時代に籍田儀礼があまり行われなかったことが原因の一つにあると考えられる。

(22) この点について、『宋書』卷五文帝紀には、文帝が籍田儀礼を行ったとは明記していない。しかし、同書同巻に、元嘉二十一年正月己亥のこととして、「營千畝諸統司役人、賜布各有差。」とあり、籍田の千畝を耕作するのに従事した「諸統司役人」に「布」が賜与されていることから、このときの籍田儀礼は実際に行われたとして差し支えないと考えられる。

附表 魏晉南朝の民爵賜与一覽

	民爵賜与の年	賜爵の理由	賜爵の対象	【出典】
1	曹魏文帝黃初元年十一月癸酉(二二〇年二月三日)	漢魏禪讓革命	男子(一級)、父後及孝悌力田(二級)	『魏志』卷二文帝紀
2	曹魏文帝黃初三年九月庚子(二二二年一〇月三十一日)	立皇后	天下男子(二級)	同右
3	曹魏明帝太和元年十一月(二二七年二月)	立皇后	天下男子(二級)	同書卷三明帝紀
4	曹魏明帝景初元年二月甲申(二三三年三月四日)	瑞祥(青龍の出現)	男子(二級)	同右
5	曹魏明帝景初元年十二月辛巳(三二九年一月一日)	立皇后	男子(二級)	同右
6	曹魏陳留王奂景元元年六月甲寅(二六〇年六月二日)	即位	民	同書卷四陳留王奂紀
7	西晉武帝泰始元年十二月丙寅(二六六年二月八日)	魏晉禪讓革命	天下(五級)	『晉書』卷三武帝紀
8	東晉安帝元興二年十二月壬辰(四〇四年一月一日)	桓玄篡位	天下(一級)、孝悌力田(二級)	『晉書』卷〇安帝紀 卷九九桓玄伝
9	劉宋武帝永初元年六月丁卯(四二〇年七月一〇日)	晉宋禪讓革命	民(一級)	『宋書』卷二武帝紀下
10	劉宋孝武帝孝建元年正月丙寅(四五四年三月一三日)	立皇太子	天下為父後者(二級)	同書卷六孝武帝紀
11	劉宋孝武帝大明二年正月壬戌(四五八年二月二四日)	元凶討伐後即位	吏(一級)	同右
12	劉宋孝武帝大明四年正月乙亥(四六〇年二月一日)	籍田	孝悌義順(二級)	同右

魏晉南朝の民爵賜与について（戸川）

13	劉宋孝武帝大明六年正月辛卯（四六二年二月二四日）	南郊祭天	孝子・順孫・義夫・悌弟（二級）	同右
14	劉宋孝武帝大明七年二月壬戌（四六三年三月二日）	巡狩	民（一級）	同右
15	劉宋前廢帝景和元年十一月丁未（四六四年二月二六）	皇子誕生	為父後者（二級）	同書卷七前廢帝紀
16	劉宋明帝泰始元年十一月丙寅（四六六年一月九日）	即位	民（二級）	同書卷八明帝紀
17	劉宋明帝泰始二年九月癸巳（四六六年一〇月三日）	六軍解嚴	民（一級）	同右
18	劉宋明帝泰始五年正月癸亥（四六九年二月一九日）	藉田	力田（二級）	同右
19	劉宋後廢帝元徽二年十一月丙戌（四七四年二月三日）	皇帝元服	民男子（一級）、為父後及三孝孝悌力田（二級）	同書卷六明帝紀
20	劉宋後廢帝元徽四年正月己亥（四七六年二月一九日）	藉田	力田（一級）	同右
21	南齊高帝建元元年四月甲午（四七九年五月二九日）	宋齊禪讓革命	民（二級）	『南齊書』卷一高帝紀下
22	南齊武帝永明四年閏正月辛亥（四八六年三月一〇日）	藉田	孝悌力田	同書卷三武帝紀
23	南齊武帝永明十一年四月甲午（四九三年五月一日）	立皇太孫	天下為父後者（二級）	同右
24	南齊明帝建武元年十一月戊子（四九四年二月三〇日）	立皇太子	天下為父後者（二級）	同書卷六明帝紀
25	南齊明帝建武三年閏十二月戊寅（四九七年二月七日）	皇太子元服	為父後者（二級）	同右
26	南齊東昏侯永元元年四月己巳（四九九年五月一九日）	立皇太子	民為父後者（一級）	同書卷七東昏侯紀
27	梁武帝天監元年四月丙寅（五〇二年四月三〇日）	齊梁禪讓革命	民（二級）	『梁書』卷三武帝紀中
28	梁武帝天監元年十一月甲子（五〇二年二月二四日）	立皇太子	天下為父後者（二級）	『南史』卷六梁本紀上
29	梁武帝天監十三年二月丁亥（五一四年三月一九日）	藉田	孝悌力田（二級）	『梁書』卷二武帝紀中
30	梁武帝天監十四年正月乙巳（五一五年一月三日）	皇太子元服	為父後者（二級）	同右
31	梁武帝天監十八年正月辛卯（五一九年二月二五日）	南郊祭天	孝悌力田（二級）	同右
32	梁武帝普通元年正月乙亥（五二〇年二月四日）	改元	孝悌力田（二級）	同書卷三武帝紀下

52	陳文帝天嘉三年正月辛亥（五六二年一月三〇日）	南郊祭天	民（一級）	同右
51	陳文帝天嘉元年正月辛酉（五六〇年二月二〇日）	南郊祭天	民（一級）	同右
50	陳文帝天嘉元年正月癸丑（五六〇年二月二日）	改元	孝悌力田殊行異等（二級）	同書卷二文帝紀
49	陳文帝永定三年十月（五五九年二月）	伯茂の始興王繼承	天下為父後者（一級）	同書卷二八始興王伯茂伝
48	陳文帝永定三年六月丙午（五五九年八月九日）	即位	孝悌力田為父後者（二級）	同書卷二文帝紀
47	陳文帝永定元年十月乙亥（五五七年一月一六日）	梁陳禪讓革命	民（一級）	『陳書』卷一武帝紀下
46	梁敬帝太平元年九月壬寅（五五六年一〇月一九日）	改元	孝悌力田（二級）	同書卷六敬帝紀
45	梁元帝承聖元年十一月十二丙子（五五二年二月三日）	即位	孝子義孫	同書卷五元帝紀
44	梁武帝太清元年四月丁亥（五四七年五月二五日）	改元	孝悌力田為父後者（二級）	同右
43	梁武帝中大同二年正月辛酉（五四七年二月二八日）	南郊祭天	孝悌力田（一級）	同右
42	梁武帝中大同元年四月丙戌（五四六年五月二九日）	改元	孝悌力田為父後者（二級）	同右
41	梁武帝大同五年正月辛未（五三九年一月二〇日）	南郊祭天	孝悌力田及州閭鄉黨為人壽者（二級）	同右
40	梁武帝大同三年正月辛丑（五三七年一月三日）	南郊祭天	孝悌力田（一級）	同右
39	梁武帝中大通六年二月癸亥（五三四年三月一〇日）	籍田	孝悌力田（一級）	同右
38	梁武帝中大通五年正月辛卯（五三三年二月一日）	南郊祭天	孝悌力田（一級）	同右
37	梁武帝中大通三年七月乙亥（五三二年八月五日）	立皇太子	為父後者及出地忠孝文武清勳（二級）	同右
36	梁武帝中大通三年正月辛巳（五三二年二月二日）	南郊祭天	孝悌力田（一級）	同右
35	梁武帝大通三年正月辛酉（五二九年一月二日）	南郊祭天	孝悌力田（一級）	同右
34	梁武帝普通八年正月辛未（五二七年一月三日）	南郊祭天	孝悌力田（一級）	同右
33	梁武帝普通四年二月乙亥（五二四年三月二〇日）	籍田	孝悌力田（一級）	同右

53	陳文帝天嘉三年七月己丑(五六二年九月五日)	皇太子納妃	孝悌力田為父後者(二級)	同右
54	陳文帝天嘉六年正月甲午(五六五年二月二六日)	皇太子元服	孝悌力田為父後者(二級)	同右
55	陳文帝天康元年四月乙卯(五六六年五月一三日)	皇孫誕生	為父後者(二級)	同右
56	陳廢帝光大元年正月乙亥(五六七年一月一八日)	改元	孝悌力田(二級)	同書卷四廢帝紀
57	陳廢帝光大元年七月戊申(五六七年八月二九日)	立皇太子	天下為父後者(二級)	同右
58	陳宣帝太建元年正月甲午(五六九年二月五日)	即位	孝悌力田及為父後者(二級)	同書卷五宣帝紀
59	陳宣帝太建五年三月己丑(五七三年五月一〇日)	皇孫誕生	為父後者(二級)	同右
60	陳後主太建十四年正月丁巳(五八二年二月一〇日)	即位	孝悌力田為父後者(二級)	同書卷六後主紀
61	陳後主太建十四年四月丙申(五八二年五月三〇日)	立皇太子	天下為父後者(二級)	同右
62	陳後主至德元年七月壬午(五八四年九月二日)	皇太子元服	孝悌力田為父後者(二級)	同右

出典 『三國志』、『晉書』、『宋書』、『南齊書』、『梁書』、『陳書』、『南史』によって作成した。

魏晉南朝の民爵賜与について(戸川)